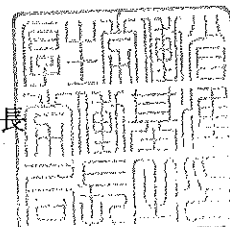


一般社団法人全国建設業協会 長 殿

厚生労働省労働基準局長



「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のための  
ガイドライン」の策定について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全衛生管理の徹底については、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号等により、累次にわたり、東京電力及び発電所内で工事を請け負っている元方事業者等に対し必要な指導を行ってきたところです。

現在、発電所においては、廃止措置等のための作業が進行しているところですが、昨年、労働災害が急増するとともに、本年 1 月と 8 月に死亡災害が発生しました。また、汚染水対策等の工事量の増加に伴い、1 日あたりの労働者数は、最近 1 年間で約 3,500 人から約 7,000 人に倍増しています。被ばく線量については、月別の平均被ばく線量は平成 25 年 10 月以降減少傾向にあるものの、被ばく線量が 5 ミリシーベルトを超える労働者数は横ばいであり、集団線量は平成 25 年 8 月以降高止まりしています。

こうした状況の中、本年 6 月 12 日に、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議により、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂され、①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化、②東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施等による労働安全衛生水準の向上、③工事の発注段階から、工法、設備、施設、施工機械等に関わる被ばく低減対策を検討するとともに、それら対策を施工計画に盛り込む等による効果的な被ばく線量の低減措置の実施が盛り込まれたところです。

今般、これらの措置を効果的かつ効率的に実施するため、東京電力及び元方事業者に対する指導事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号）を別添のとおり定めました。

つきましては、貴団体におかれても、このガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。